

豊岡市多様性推進・ジェンダーギャップ対策検討委員会設置要綱

令和 6 年 5 月 30 日 豊岡市告示第 236 号

(設置)

第 1 条 障がいの有無、性別、年齢差、国籍のちがい、価値観・文化・習慣のちがいなど、多様性を受け入れ、支え合うリベラルなまちづくりの推進（以下「多様性の推進」という。）に向けた指針（以下「指針」という。）の策定等に関し意見を聞くため、豊岡市多様性推進・ジェンダーギャップ対策検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(協議事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 多様性の推進に関する基本的な考え方等に関する事項
- (2) 指針の策定に関する事項
- (3) 豊岡市ジェンダーギャップ解消戦略会議設置要綱（令和 6 年 3 月 27 日 豊岡市告示第 84 号）第 2 条に掲げる事項
- (4) 豊岡市多文化共生推進会議設置要綱（令和 6 年 3 月 15 日 豊岡市告示第 61 号）第 2 条に掲げる事項
- (5) 前 4 号に掲げるもののほか、多様性の推進に必要な事項

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 15 人以内で組織する。

(委員)

第 4 条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 地域、企業、教育機関、関係団体等の代表者
- (3) 多世代及び多様な立場の市民
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第 5 条 委員の任期は、委嘱の日から 1 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等の職務)

第 6 条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 7 条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

- 3 委員会は、その協議を遂行するため必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提供を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、くらし創造部多様性推進・ジェンダーギャップ対策課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年6月3日から施行する。

(招集の特例)

- 2 この要綱の施行後に最初に開かれる会議は、第7条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(失効)

- 3 この要綱は、委員会が第2条に規定する協議を終了した日限り、その効力を失う。

豊岡市多様性推進・ジェンダーギャップ対策庁内検討委員会設置要領

（設置）

第1条 障がいの有無、性別、年齢差、国籍のちがい、価値観・文化・習慣のちがいなど、多様性を受け入れ、支え合うリベラルなまちづくりの推進（以下「多様性の推進」という。）に向けた指針（以下「指針」という。）の策定等に関し意見を聴くため、豊岡市多様性推進・ジェンダーギャップ対策庁内検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（協議事項）

第2条 委員会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 多様性の推進に関する基本的な考え方等に関する事項
- (2) 指針の策定に関する事項
- (3) 豊岡市ジェンダーギャップ解消戦略会議設置要綱（令和6年3月27日豊岡市告示第84号）第2条に掲げる事項
- (4) 豊岡市多文化共生推進会議設置要綱（令和6年3月15日豊岡市告示第61号）第2条に掲げる事項
- (5) 前4号に掲げるもののほか、多様性の推進に必要な事項

（組織）

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、委嘱の日から1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長等の職務）

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会は、その協議を遂行するため必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第7条 委員会の庶務は、くらし創造部多様性推進・ジェンダーギャップ対策課に

において処理する。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和6年6月3日から施行する。

(招集の特例)

2 この要領の施行後に最初に開かれる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(失効)

3 この要領は、第2条に規定する事務を終了した日限り、その効力を失う。